

# 川西市「ふれあいベンチ」募集要項

## 1 「ふれあいベンチ制度」について

この制度は、公園の魅力を高めるとともに、より親しまれる愛着ある公園とするため、個人・団体・企業等のみなさまから寄付をいただき、ベンチを設置する制度です。

ベンチには、寄付された方のお名前と想いを記したプレートを取り付けます。

- 例えば、次のような方や場面での寄付を想定しています---
- ・公園を利用する、公園に愛着のある個人・団体・企業等のみなさまから
  - ・家族や大切な人への想いを込めて
  - ・結婚、出産、退職など人生の節目の記念として
  - ・企業等の社会貢献活動の一環として

## 2 募集概要

### (1) 募集期間

随時

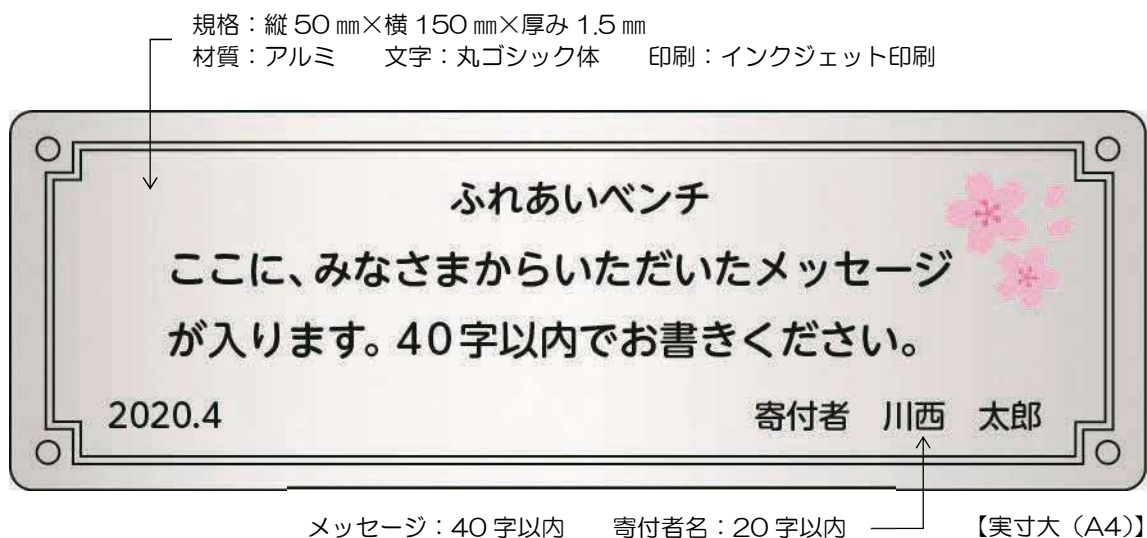
### (2) ベンチを設置する公園

川西市の管理するすべての都市公園・児童遊園地（この募集要項では「公園」と表記します）

### (3) ベンチの仕様と価格

<p>A-1タイプ（背もたれあり・基礎あり）</p>  <p>幅：1800mm 素材：合成木材 価格：220,000円</p>	<p>B-1タイプ（背もたれなし・基礎あり）</p>  <p>幅：1800mm 素材：合成木材 価格：150,000円</p>	<p>C-1タイプ（きんたくん・基礎あり）</p>  <p>幅：1800mm 素材：合成木材 価格：230,000円</p>	
<p>A-2タイプ（背もたれあり・基礎なし）</p>  <p>幅：1800mm 素材：合成木材 価格：190,000円</p>	<p>B-2タイプ（背もたれなし・基礎なし）</p>  <p>幅：1800mm 素材：合成木材 価格：120,000円</p>	<p>C-2タイプ（きんたくん・基礎なし）</p>  <p>幅：1800mm 素材：合成木材 価格：200,000円</p>	
<p>Dタイプ（以下の条件を満たすものをお選びください）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅1800mm</li> <li>・肘掛け付き（右図の①もしくは②）</li> <li>・SPL表示認定企業の製品（SPL製造表示ラベル付き）</li> </ul>			<p>【肘掛けタイプ】</p> <p>①3か所（両端、中央） ②2か所（中央）</p> 

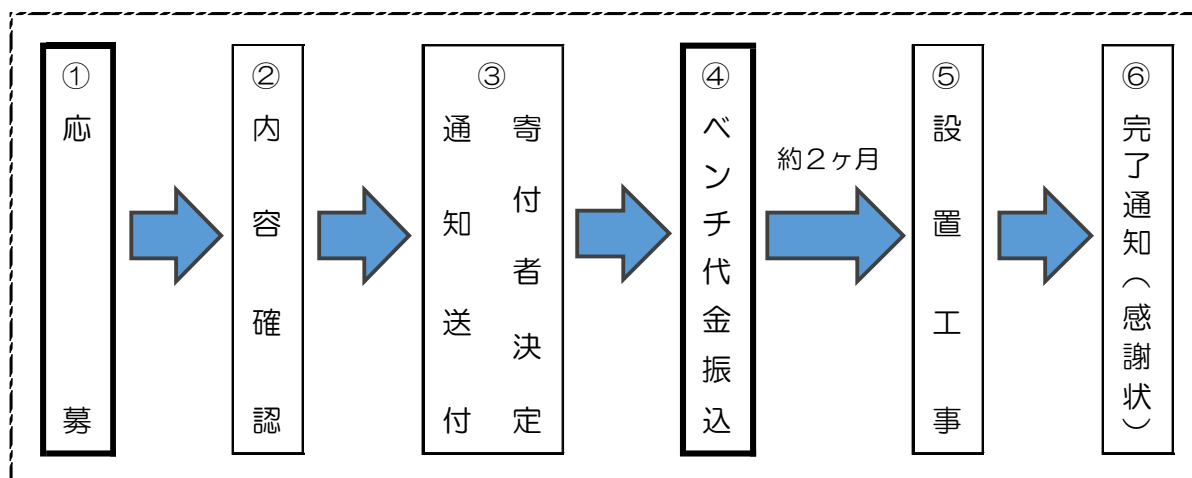
#### (4) プレートの仕様



#### (5) 応募方法と設置までの流れ

申込書に必要事項をご記入のうえ、下記（6）まで郵送、ファクス、メール、又は窓口にて直接申し込みください。

申込書は、川西市ホームページからダウンロードできます。（「ふれあいベンチ」で検索）



※みなさまには①、④の手続きをしていただきます。

#### (6) 問い合わせ先（申込窓口）

川西市土木部公園緑地課

〒666-8501 川西市中央町 12 番 1 号（川西市役所5階12番窓口）

電話：072-740-1185

ファクス：072-740-1330

メール：kawa0040@city.kawanishi.lg.jp

### 3 その他の注意事項

#### (1) 応募の制限

川西市暴力団排除に関する条例第2条に規定する「暴力団」その他これに類する関係者・事業者からの寄付はお受けできません。また、申込後に事実が判明した場合には、決定の取り消し等を行います。

#### (2) 寄付者名・メッセージの表示

以下の内容が含まれるものは認められません。また、表示する内容は、川西市で確認し変更をお願いする場合があります。なお、川西市は、メッセージの内容について万が一著作権侵害等によりトラブルが発生した場合には、一切責任を負いかねます。

ア 川西市暴力団排除に関する条例第2条に規定する「暴力団」その他これに類する関係者・事業者の名称

イ 公園管理者がふさわしくないと判断する表現

例：品位にかける表現

個人・団体に対する誹謗中傷

政治・宗教を連想させる呼称

#### (3) ベンチの設置場所や種類等

##### 【設置場所】

ベンチの設置場所は、遊具の安全領域や地域との調整等により、ご希望に沿えない場合があります。

##### 【設置基数】

ベンチの設置基数は、公園の規模や既存ベンチの設置状況等により、設置・申込基数を調整する場合があります。

##### 【種類】

ベンチの基礎は、ベンチが移動することによって遊具の安全領域に入り込まないようにするため原則、「基礎あり」タイプとします。ただし、既存遊具の設置状況等により「基礎なし」タイプでも設置可能となる場合がありますので、希望される方はご相談ください。

また、Dタイプを希望される方は別途、製品仕様等をお知らせください。

安全領域とは

遊具の安全な利用行動に必要とされる空間で、子どもが遊具から落下したり、飛び出したりした場合に到達すると想定される範囲です。この範囲には重大事故に結びつくような植栽や照明灯等の障害物や、石やガラス等の異物、凹凸や固い設置面があってははいけません。

#### (4) 財産の帰属等

寄付されたベンチの財産等は川西市に帰属し、一般の利用に供する施設として利用します。

また、管理者が必要と認めた場合（例：老朽化が確認された場合）は、撤去または移設します。

#### (5) 完了通知

ベンチ設置後、「感謝状」を贈呈します。